
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.183 2019/7/31

1 「食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（案）」に関する御意見の募集について

7月26日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は標記意見募集を開始した。締め切りは8月24日。その主な内容は次のとおり。

- ・ 改正後の食品衛生法第54条の規定により都道府県が施設についての基準を定めるべき営業（施行令第35条関係）として、調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、これを販売する営業、水産製品製造業、液卵製造業、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業及び食品の小分け業を新たに規定し合計32業種が規定されている。
- ・ 法第57条第1項に規定する営業の届け出を必要としないものとして、容器包装に入れられ、又は容器包装で包まれた食品又は添加物のうち、冷凍又は冷蔵によらない方法により保存した場合において、腐敗、変敗その他の品質の劣化により食品衛生上の危害の発生のおそれがないものの販売をする営業等が規定されている。
- ・ 公布日、令和元年9月上旬（予定）。施行期日、改正法の公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日。

<https://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190146&Mode=0](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190146&Mode=0)

2 「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令案」に関する御意見の募集について

7月26日、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課は標記意見募集を開始した。締め切りは8月24日。その主な内容は次のとおり。

- ・ 食品衛生法施行規則関係
食品又は添加物の輸入に関し、
 - イ 輸入時に輸出国の衛生証明書の添付が必要な食品として、乳及び乳製品を追加する。
 - ロ HACCPに沿った衛生管理が行われていることが求められる輸入食品は、食肉及び食鳥肉とする。等が規定されている。

改正後の法第50条の2の事業者が遵守すべき衛生管理に関する事項として、

- イ 改正後の法第50条の2第1項第1号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次の事項に関するものとする。
- ・ 食品衛生責任者等の選任

- ・ 施設の衛生管理
- ・ 設備等の衛生管理
- ・ 使用水等の管理
- ・ ねずみ及び昆虫対策
- ・ 廃棄物及び排水の取扱い
- ・ 食品又は添加物を取り扱う者の衛生管理
- ・ 検食の実施
- ・ 情報の提供
- ・ 回収・廃棄
- ・ 運搬
- ・ 販売
- ・ 教育訓練

第2号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次の事項に関するものとする。

- ・ 危害要因の分析
- ・ 重要管理点の決定
- ・ 管理基準の設定
- ・ モニタリング方法の設定
- ・ 改善措置の設定
- ・ 検証方法の設定
- ・ 記録の作成

第2号の政令で定める営業者にあつては、改正法による改正後の法第50条の2第1項第2号に掲げる事項に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、ロの基準を簡略化したものとする。

法第50条の2第2項の規定に基づき、営業者は衛生管理計画及び必要に応じて手順書を作成しなくてはならないこととする。

法第50条の2第1項第2号の政令で定める営業者のうち、小規模な事業者等として厚生労働省令で定めるものは次のとおりとする。

- ・ 飲食店営業、喫茶店営業及び調理機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業者等が規定されている。
- ・ その他、と畜場法施行規則及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の改正案が示されている。
- ・ 公布日：令和元年9月（予定）。施行期日：令和2年6月1日（予定）。

<https://search.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190147&Mode=0](https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495190147&Mode=0)

3 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会資料

7月29日開催された標記部会において次の資料が公表された。

- ・ 既存添加物の安全性評価について
「基原、製法、本質からみて、現段階において安全性の検討を早急に行う必要はな

いもの」に分類された109品目のうち、海外での評価結果が得られた38品目について、その安全性の評価を行ったため、その結果を報告する。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000532674.pdf>

- 平成30年度 マーケットバスケット方式による保存料等の摂取量調査の結果について、次の表の添加物について加工食品群による摂取量調査を実施した。

保存料 安息香酸、ソルビン酸、デヒドロ酢酸

着色料 ノルビキシン及びビキシン、食用タール色素（12品目）

甘味料 アセスルファムカリウム、スクラロース、ステビア抽出物6

製造用剤 プロピレングリコール

結着剤 オルトリン酸、縮合リン酸

その結果、摂取量は、ADIに対して0から16%の範囲であった。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000532679.pdf>

- 平成30年度 清涼飲料水中の安息香酸の摂取量調査の結果について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000532680.pdf>